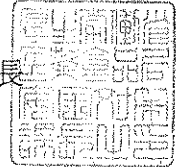




薬食安発第 1008001 号
平成 20 年 10 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



一般用医薬品の区分リストの変更について

「薬事法第 36 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成 19 年厚生労働省告示第 69 号）の一部を改正する件について」（平成 20 年厚生労働省告示第 489 号）が平成 20 年 10 月 8 日に告示され、同日に適用されたことに伴い、平成 19 年 3 月 30 日付け薬食安発第 0330007 号安全対策課長通知「一般用医薬品の区分リストについて」の別紙 1（第一類医薬品）、別紙 2（第二類医薬品）及び別紙 3（第三類医薬品）について、下記のとおり変更いたしました。

また、今回の変更に合わせて区分リストを作成いたしましたので、合わせて貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 第一類医薬品について（別紙 1）

○表から次のものを削除する。

- ・テルピナフィン
- ・プラノプロフェン

2. 第二類医薬品について（別紙 2）

（1）無機薬品及び有機薬品について

○表から次のものを削除する。

- ・グリセリンモノグアヤコールエーテル
- ・セキサノール

○表に次のものを追加する。

- ・オキシテトラサイクリン
- ・臭化ナトリウム
- ・テトラサイクリン
- ・テルビナフィン
- ・プラノプロフェン
- ・ヘパリンナトリウム
- ・ポリミキシンB

(2) 生薬及び動植物成分について

○表に次のものを追加する。

- ・カラセンキュウ。ただし、外用剤を除く。
- ・コロハ。ただし、外用剤を除く。
- ・センボウ。ただし、外用剤を除く。
- ・テンジクオウ。ただし、外用剤を除く。
- ・ヤカン。ただし、外用剤を除く。
- ・レンケイ。ただし、外用剤を除く。

3. 第三類医薬品について(別紙3)

(1) 無機薬品及び有機薬品について

○表から次のものを削除する。

- ・シーサップ
- ・セアプローゼ
- ・ヒドロキシコバラミン
- ・ペクチン

○表に次のものを追加する。

- ・吸水軟膏
- ・親水軟膏
- ・単軟膏
- ・ドミフェン臭化物
- ・白色軟膏
- ・マクロゴール軟膏

(2) 生薬及び動植物成分について

○表に次のものを追加する。

- ・カラセンキュウ。ただし、外用剤に限る。
- ・カンテン

- ・コロハ。ただし、外用剤に限る。
- ・センボウ。ただし、外用剤に限る。
- ・ツルボ。ただし、外用剤に限る。
- ・テンジクオウ。ただし、外用剤に限る。
- ・バイカ
- ・ビャクズク
- ・マムシ胆
- ・マムシタンパク分解物
- ・ヤカン。ただし、外用剤に限る。
- ・レンケイ。ただし、外用剤に限る。

別名として記載するもの

- ・アカネコン → センソウの別名
- ・アロエ葉末 → アロエの別名
- ・カイクベン（海狗鞭） → カイクジンの別名
- ・オトギリソウ（弟切草） → ショウレンギョウの別名
- ・カイマ（海馬） → カイバの別名
- ・コウクベン（広狗鞭） → コウクジンの別名
- ・ジュ（地榆） → チユの別名
- ・センゾクダン → ゾクダンの別名
- ・ソウジシ（蒼耳子） → ソウジの別名
- ・タントウシ（淡豆鼓） → ズシの別名
- ・ドクカツ（独活） → ドクカツの別名
- ・ニッケイ（肉桂） → ケイヒの別名
- ・ハゲキニク（巴戟肉） → ハゲキテンの別名
- ・ポビドン → ポリビニルピロリドンの別名
- ・マムシ抽出液 → ハンピの別名
- ・ミロバラン → カシの別名